4　都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき、法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定をしたとき、第六条第一項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同条第二項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第十一条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条を第二十五条とし、第七条から第十五条までを九条ずつ繰り下げ、第六条第一項中「第十五条」を「第二十四条」に、「第十一条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第五条を第十四条とし、第四条第四号及び第五号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条を第十三条とし、第三条の次に次の九条を加える。

（養成機関又は講習会の指定）

第四条　都道府県知事は、法第十九条第一項第二号に規定する養成機関又は講習会の指定（以下「養成機関等の指定」という。）を行う場合には、入所の資格又は受講資格、教育又は講習の内容その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。

（指定の申請）

第五条　養成機関等の指定を受けようとするときは、その設置者又は実施者（都道府県を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない。

（変更の承認又は届出）

第六条　養成機関等の指定を受けた養成機関又は講習会（以下「指定養成機関等」という。）の設置者又は実施者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地又は開催場所の都道府県知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2　指定養成機関等の設置者又は実施者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地又は開催場所の都道府県知事に届け出なければならない。

（報告）

第七条　法第十九条第一項第二号の指定を受けた養成機関の設置者は、毎事業年度開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項をその所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2　法第十九条第一項第二号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項をその開催場所の都道府県知事に報告しなければならない。

（報告の徴収及び指示）

第八条　都道府県知事は、その指定した指定養成機関等につき必要があると認めるときは、その設置者若しくは長又は実施者に対して報告を求めることができる。

2　都道府県知事は、第四条に規定する厚生労働省令で定める基準に照らして、その指定した指定養成機関等の入所の資格又は受講資格、教育又は講習の内容その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者若しくは長又は実施者に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第九条　都道府県知事は、その指定した指定養成機関等が第四条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、その設置者若しくは長若しくは実施者が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請）

第十条　指定養成機関等について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者又は実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない。

（国の設置する養成機関等の特例）

第十一条　国の設置する法第十九条第一項第二号に規定する養成機関に係る第五条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条	設置者又は実施者（都道府県を除く。以下同じ。）	所管大臣
	申請書をその所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない	書面により、その所在地の都道府県知事に申し出るものとする
第六条第一項	設置者又は実施者	所管大臣
	所在地又は開催場所	所在地
	申請し、その承認を受けなければならない	協議し、その承認を受けるものとする
第六条第二項	設置者又は実施者	所管大臣
	所在地又は開催場所	所在地
	届け出なければならない	通知するものとする
第七条第一項	設置者	所管大臣
	報告しなければならない	通知するものとする
第八条第一項	設置者若しくは長又は実施者	所管大臣
第八条第二項	設置者若しくは長又は実施者	所管大臣
	指示	勧告
第九条	認めるとき、その設置者若しくは長若しくは実施者が前条第二項の規定による指示に従わないとき、	認めるとき
	申請	申出
前条	設置者又は実施者	所管大臣
	申請書をその所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない	書面により、その所在地の都道府県知事に申し出るものとする

2　国の実施する法第十九条第一項第二号に規定する講習会に係る第五条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条	設置者又は実施者（都道府県を除く。以下同じ。）	所管大臣
	申請書をその所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない	書面により、その開催場所の都道府県知事に申し出るものとする
第六条第一項	設置者又は実施者	所管大臣
	所在地又は開催場所	開催場所
	申請し、その承認を受けなければならない	協議し、その承認を受けるものとする